

くるめ国際交流学院

自己点検・評価報告書

実施年月日：2022年6月28日

くるめ国際交流学院は『日本語教育機関の告示基準』の第1条第1項目第18条に従い、当学院に関する自己点検・評価を行い、報告書を作成しました。尚、この報告書の作成にあたり、日本語教育振興協会の「日本語教育機関のための自己点検・評価項目（改訂版）」を参考にしています。

【自己点検・評価項目】

A：適切・B：ほぼ適切・C：やや不適切・D：不適切

1. 理念・教育目標	評価
理念・教育目標は定められているか	A
理念、教育目標が学生や保護者、現地斡旋機関に周知されているか	A
本学院の教育理念、教育目標は『日本語能力に長け、日本文化に精通した若者を育て、また異文化間の理解を高め世界の平和と発展に寄与する学生の育成』である。 教育という現場に於いて学校経営のみを重視した学生募集を行わず、本学院の教育理念を正しく理解し学習意欲の高い学生を募集するために、各国の斡旋機関において本学院に見合った学生を紹介してもらえる体制をとっている。	

2. 学校運営	評価
意思決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能しているか	A
学生、入学志願者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供を行っているか	A
授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処しているか	A

3. 教育活動	評価
理念・教育目標に合致したコース設定をしているか	A
教育目標達成に向けたカリキュラムを体系的に編成しているか	A
授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っているか	A
学生や時代のニーズに合ったカリキュラムや教育方法の工夫、開発を行っているか	A
教育目標に合致した教材を選定しているか	A
教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達しているか	A
開示されたシラバスによって授業を行っているか	A

教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られているか	A
教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしているか	A
授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録しているか	A
成績評価の基準は明確になっているか	A
理念や学生のニーズに踏まえた教育機関として、教育到達レベルの確認や補講を行なっているか	A
進学や就職など学生が目標とする日本語能力を向上させるために、日本語レベルに応じたクラス編成を行い学期ごとの試験を実施している。また、その試験結果を踏まえ学生との個人面談を頻繁に行い学習成果の確認を行っている。 教育目標に合致した教材の選定に於いて日々教材研究を行い、教材の充実を図っている。更に学生に対して質の高い教育を提供するため、教員への教材研究の推奨や指導技術の向上を目指し、定期的に教員の勉強会を実施している。	

4. 成績判定と授業評価	評価
判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われているか。また判定基準と方法を開示しているか	A
成績判定結果を的確に学生に伝えているか	A
レベルに応じた試験や学期ごとの定期試験を行い、その結果を活用しながら授業に反映し、日々の指導を行っている。また定期試験や学期中に行われる小テストなどの結果に基づき学生のクラス見直しを実施している。なお学生の成績判定や評価については、学期の初めにクラス担任から成績評価の基準と方法について全学生に周知をしている。	

5. 教育活動を担う教職員	評価
校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めているか	A
教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化しているか	A
教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組をしているか	A
教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っているか	A

6. 教育成果	評価
入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理しているか	A
修了・卒業の判定を適切に行っているか	A
日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握しているか	A
卒業又は修了後の進路を把握しているか	A
卒業生及び修了生の状況を把握するための取組を行い、進学先、就職先等での状況や社会的評価を把握しているか	B

7. 学生支援	評価
生活指導責任者が特定され、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限を明確化している。また、これらの者を学生及び教職員に周知している。	A
留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的に実施しているか	A
住居支援を行っているか	A
アルバイトに関する指導及び支援を行っているか	A
健康、衛生面について指導する体制を整えているか	A
対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて留学生保険に加入しているか	A
進路に関する支援体制は整備されているか	A
学生相談に関する体制は整備されているか	A
学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか	A
交通事故等の相談体制を整備しているか	A
気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知しているか	A
<p>学生が安心して当学院で学業が続けられるようアルバイトや健康・衛生面、日本社会に適応するための指導を徹底して行っている。</p> <p>新入生の入国時には、留学生活に関するオリエンテーションを母国語で実施し、また、在籍者全員を対象としたホームルームも定期的に開催し、学生支援を行っている。</p> <p>入学後の健康診断や体調不良によって医療機関を受診する際は、母国語対応ができる職員が同行するなどの支援を行っている。また当学院では在籍者の90%以上の学生が学生寮を利用していることから学生の生活状況や健康面での確認等が容易にできる。</p>	

8. 進路に関する支援	評価
進路指導担当者を特定しているか	A
学生の希望する進路を把握しているか	A
進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にあるか	A
入学時からの一貫した進路指導を行っているか	A
入学時より一貫した進路指導を行っているが、過去すべての学生が希望通りの進路に進めていないことから、当学院では一年時より個人面談を行い、学生のモチベーションを上げる指導を行っている。学生の個人カルテを作成し、入学時から卒業時までの進路に関する指導経過を振り返りながらきめ細かな支援ができるよう日々努力を続けている。	

9. 入国・在留に関する指導及び支援	評価
入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めているか	A
担当者は、研修受講等により最新、かつ、適切な情報取得を継続的に行っているか	A

地方出入国在留管理局により認められた申請等取次者を配置しているか	A
入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っているか	A
在留に関する学生の最新情報を正確に把握しているか	A
在留上、問題のある学生への個別指導を行っているか	A
不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っているか	A
定期的に行うホームルームにおいて在留に関する学生の最新情報などを伝達し、徹底して指導を行っている。特に資格外活動違反者を出さないよう、当学院では定期的なアルバイトの活動申告書の提出を求めている。今後も徹底した指導と情報の把握に努めたい。	

10. 教育環境	評価
教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されているか	A
授業時間外に自習できる部屋を確保しているか	A
教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能であるか	A
視聴覚教材や IT を利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備しているか	A
教員及び職員の執務に必要なスペースを確保しているか	A
同時に授業を受ける学生数に応じた数のトイレを設置しているか	A
法令上必要な設備等を備えているか	A
廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状であるか	A
バリアフリー対策を施しているか	C

11. 入学者の募集と選考	評価
理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定しているか	A
機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っているか	A
教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報、求める学生像、及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示されているか	A
学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。不法残留者を多く発生させている国からの志願者については、学校関係者（職員等）が面接などの調査を行うよう努めているか	A
入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、並びに学費以外に入学後必要になる費用が明示されているか	A
当学院においては、開校時より現地での学生募集に重点を置き、面接、試験を行い学生の選考をしている。また現地の斡旋機関を訪問し正確な斡旋機関の情報と実態を確認した上で契約を締結し、学生募集を行っている。	

12. 財務	評価
財務状況は、中長期的に安定しているか	A
予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれているか	A
適正な会計監査が実施されているか	A

13. 法令遵守	評価
法令遵守に関する担当者を特定しているか	A
教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っているか	A
個人情報保護のための対策をとっているか	A
地方出入国在留管理局、その他関係官公庁、日振協等への届出、報告を遅滞なく行っているか	A

14. 地域貢献・社会貢献	評価
日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っているか	C
学生ボランティア活動への支援を行っているか	A
地域や関連行政との交流や情報交換を行っているか	A
学校や学生寮の近隣住民に迷惑をかけないように、日々生活指導を行なっている。また、定期的なホームルームにおいて、実際に発生した騒音やごみ出しの問題を取り上げ、規則厳守の徹底を呼び掛けたり、年に数回、交通安全・防犯などについて警察に指導をお願いしている。 市主催のイベントや祭り等にも積極的に参加し地域交流に努めている。ボランティア活動として学校周辺道路の清掃にも取り組んでいる。	

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日：2022年6月30日

日本語教育機関名：くるめ国際交流学院

設置者名：株式会社アイ・イー・シー

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号：大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及び「日本語教育の参照枠」のA2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	○

基準該当者割合 ②÷(①+③)	100.0%
課程修了者数(※1、※2) ①	31
基準該当者合計数(実人数) ②	32

左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③	1
--------------------------------------	---

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳	進学コース (1年6ヶ月)			
※該当する要件が二以上ある生徒は、a～cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出するため、当該生徒について重複を除き、一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	26		
	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数	1		
	c. 「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	28		

※「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法
当学院のホームページより閲覧可能なFacebookにて公表。